

男女共同参画・子育て支援資金（特別融資）

広島市では、職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するため、男女共同参画・子育て支援資金（特別融資）を設けています。

ご利用いただける方	<p>市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、次のいずれか該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかの事業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所内託児施設の新設・増改築 イ 事業所内託児施設の運営 ウ 育児休業者の代替要員の確保 エ 育児休業者の職場復帰を支援するための事業(パソコン整備、教育訓練等) オ 店舗等の子育てバリアフリー化 カ その他子育て支援を推進するための施設整備 <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 広島市男女共同参画推進事業所顕彰事業の表彰 イ 広島市子育てに優しい事業所顕彰事業の表彰 <p>もしくはこれらに準ずる公的機関による表彰を受けた方</p>
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	7,000万円以内
融資期間	運転資金： 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金： 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	<p>次の書類を添付して、上記金融機関へ申込をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「男女共同参画・子育て支援資金承認申請書」2部 2 法人：現在事項全部証明書等、個人：住所が確認できるもの、組合：定款 3 最近の1期分の決算書又は確定申告書の写し 4 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） 5 設備資金の借入の場合、見積書等使途・金額がわかるもの 6 (1)の融資対象要件により融資を受けようとする場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（広島労働局に受領印を押印されたものなどに限る。） 7 (2)の融資対象要件により融資を受けようとする場合、表彰状の写し
問い合わせ先	<p>広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 ☎504-2237 (公財)広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎278-8032</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。